

鳥取市公共施設白書

(第1版)

2014年2月

～ 目 次 ～

| | |
|------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 第1章 公共施設白書について | |
| 1 本市における公共施設白書の位置づけ | 4 |
| 2 白書で取り上げる公共施設 | 5 |
| 3 施設白書の数値・データ・用語について | 8 |
| 第2章 鳥取市の概要 | 10 |
| 第3章 本市が保有する公共施設の現状について | |
| 第1節 公共施設の全般 | |
| 1 供給（施設数等） | 19 |
| 2 品質（建物構造等） | 23 |
| 3 財務（維持管理コスト等） | 24 |
| 4 施設更新経費の試算 | 26 |
| 第2節 地域別の現状 | 28 |
| 1 鳥取地域 | 31 |
| 2 国府地域 | 32 |
| 3 福部地域 | 33 |
| 4 河原地域 | 34 |
| 5 用瀬地域 | 35 |
| 6 佐治地域 | 36 |
| 7 気高地域 | 37 |
| 8 鹿野地域 | 38 |
| 9 青谷地域 | 39 |
| 第4章 施設別の現状 | |
| 第1節 行政施設 | |
| 1 庁舎等 | 40 |
| 2 防災関連施設 | 46 |
| 3 行政関連施設 | 48 |
| 第2節 集会施設 | |
| 1 地区集会施設 | 50 |
| 2 広域集会施設（ホール機能） | 62 |
| 第3節 社会教育施設 | |
| 1 中央公民館 | 69 |
| 2 社会福祉施設 | 72 |
| 3 文化学習施設 | 77 |
| 4 生涯学習施設（図書館） | 81 |
| 第4節 スポーツ施設 | |
| 1 体育館 | 86 |
| 2 スポーツ施設 | 94 |

| | | | |
|------|--------------|------------------|-------|
| 第5節 | 福祉保健施設 | | |
| 1 | 保育・子育て支援施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 9 |
| 2 | 高齢者支援施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 1 8 |
| 3 | 障がい者支援施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 2 2 |
| 4 | 保健・医療施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 2 4 |
| 第6節 | 産業振興施設 | | |
| 1 | 産業振興施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 2 8 |
| 2 | 農業振興施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 3 2 |
| 3 | 駐車場 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 3 7 |
| 第7節 | 観光・保養施設 | | |
| 1 | 観光施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 4 0 |
| 2 | 保養施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 5 0 |
| 第8節 | 公営住宅等関連施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 5 6 |
| 第9節 | 学校教育施設 | | |
| 1 | 小学校 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 5 9 |
| 2 | 中学校 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 6 5 |
| 3 | 教育関連施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 6 9 |
| 第10節 | 公園施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 7 3 |
| 第11節 | 環境関連施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 7 9 |
| 第12節 | その他施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 8 2 |
| 第13節 | 未活用施設 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 8 4 |
| 第5章 | 公共施設が抱える課題等 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 8 6 |
| 第6章 | 今後の進め方について | | |
| 1 | 鳥取市と取組状況 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 9 1 |
| 2 | 財産経営の基本的な考え方 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 9 1 |
| 3 | 今後の進め方 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 9 2 |
| 終わりに | | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 9 2 |

はじめに

私たちの生活や社会経済活動は、道路・橋りょう・上下水道等のインフラと、学校・福祉施設等の公共施設によって支えられています。

現在、日本各地では、高度経済成長期以降に集中的に整備された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後一斉かつ大量に更新時期を迎えます。これらの更新には多額の財政負担が想定されることから、『公共施設等の更新問題』は、国や自治体における最重要課題としてとらえられています。

先進的な自治体では、10年近く前からこの課題に気付き、財政負担の軽減・平準化を図るため、様々な取り組みを実施しています。そして、いずれの自治体も取り組みのスタートは、『自分たち（自治体）が管理・所有する公共施設等の現状把握』から取り組んでいます。また、昨年（2013年）11月に国が決定した『インフラ長寿命化基本計画』において“インフラの維持管理に必要な情報の不足”と指摘されたこともあり、多くの自治体で公共施設白書の作成が始まります。

鳥取市においても、こうした課題の到来を見据えて、公共施設の統廃合や譲渡など、これまで一定の成果を挙げてきました。しかし、数年後には他自治体と同様に、大量の公共施設が一斉に更新時期を迎えます。

公共施設は、人口が増加していく時代を中心に整備され増加してきましたが、今後は、人口減少という今まで経験したことのない大きな社会情勢の変化への対応・意識改革が必要です。私たちは、これまで以上に公共施設を様々な角度から分析し、真に必要な施設を厳選し、安全かつ持続的に、保有・活用することに挑戦していく必要があります。そして、その時期は既に来ているといえます。

鳥取市は、市民の安全・安心な生活を守り、取り巻く環境の変化に的確に対応する必要な公共サービスを提供し続けるためにも、『公共施設等の更新問題』を21世紀における大きな課題として受け止め、市民の皆さまと情報を共有し、意見交換を重ね、戦略的かつ総合的な取り組みを早急に展開していきます。

2014年2月

本白書では、“インフラ”と“公共施設”を併せて「公共施設等」と表記します。

第1章 公共施設白書について

1 本市における公共施設白書の位置づけ

本市は、2004年（平成16年）11月の9市町村合併後、加速する人口減少と一層の少子高齢化による将来的な財政規模の縮減を見据えて、利便性と効率性を兼ね備えた持続可能なまちづくり（行政経営）を可能とする多極型の“コンパクトシティ¹”への転換をめざして取り組んでいます。

一方、合併時に各自治体が保有していた公共施設をそのままの状態を引き継いだことから、非常に多くの公共施設（資産）を保有しています。これらの公共施設は老朽化や機能の陳腐化が進み、今後、大量かつ一斉に更新時期を迎えることから、社会情勢の変化をふまえ、公共サービス提供のあり方や公共施設の将来あるべき姿を市民の皆さまとともに考えていくことが喫緊の課題となっています。

公共施設は、市民の皆さまが公共サービスを受けるため、もしくは利用するために施設利用者や議会等の意見も伺いながら整備・管理運営を行っています。同時に、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、公共施設を支えているのも市民の皆さまです。

この「鳥取市公共施設白書（以下、「施設白書」という。）」は、本市が保有する公共施設の現状を「供給」、「品質」、「財務」の3つの視点を基本に分析し、同種の公共施設を比較しています。これまで感覚的にとらえていた公共施設を取り巻く現状や課題を『見える化』することで、市民の皆さまと情報や課題を共有し、今後の公共施設や公共サービスのあり方を考えていくために作成しました。

なお、施設白書は、今後、策定作業を進めていく「公共施設総量適正化計画（仮称）」の検討過程における基礎資料として位置付けて活用していきます。²

1 コンパクトシティ...市街地を形成する際の考え方の一つで、都市部を中心とした土地利用の高度化を図り、生活空間のゆとりを創出するとともにメリハリのある市街地を再構築すること。本市では、都心核と各種拠点に生活に必要な都市機能を集積することをめざしています。

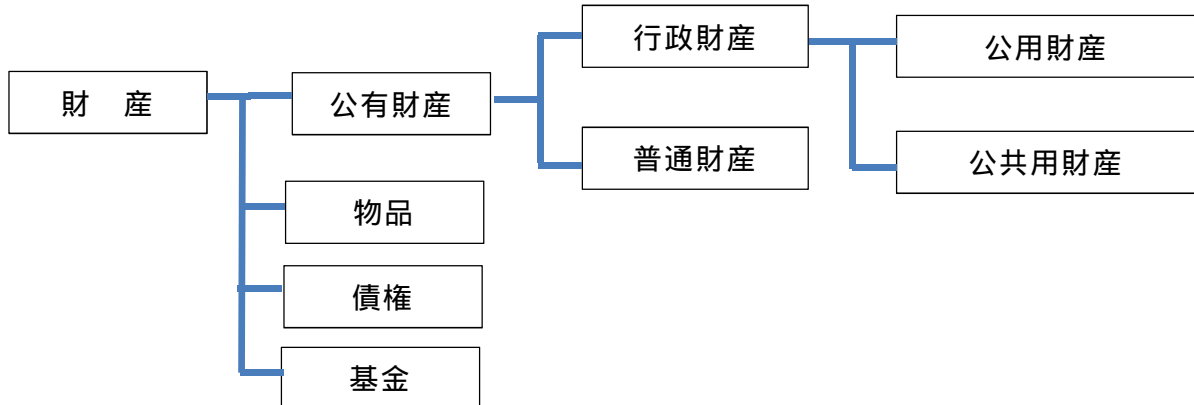
2 本施設白書は、市が保有する公共施設における現状や課題の概要をまとめたものです。各施設分類や各地域における公共施設の詳細な分析等は、別途取り組む必要があります。

2 白書で取り上げる公共施設

地方自治体の財産区分

地方自治法では、地方自治体が所有し管理する財産は、「公有財産（土地・建物）」
「物品」「債権」「基金」に分類されます。

そのうち、「公有財産」は、「行政財産」と「普通財産」に区分されます。



行政財産

地方公共団体において公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産
原則として貸し付け、売り払い、交換などできない財産です。

公用財産

市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産
(例) 庁舎、消防施設など。

公共用財産

住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産
(例) 学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など。

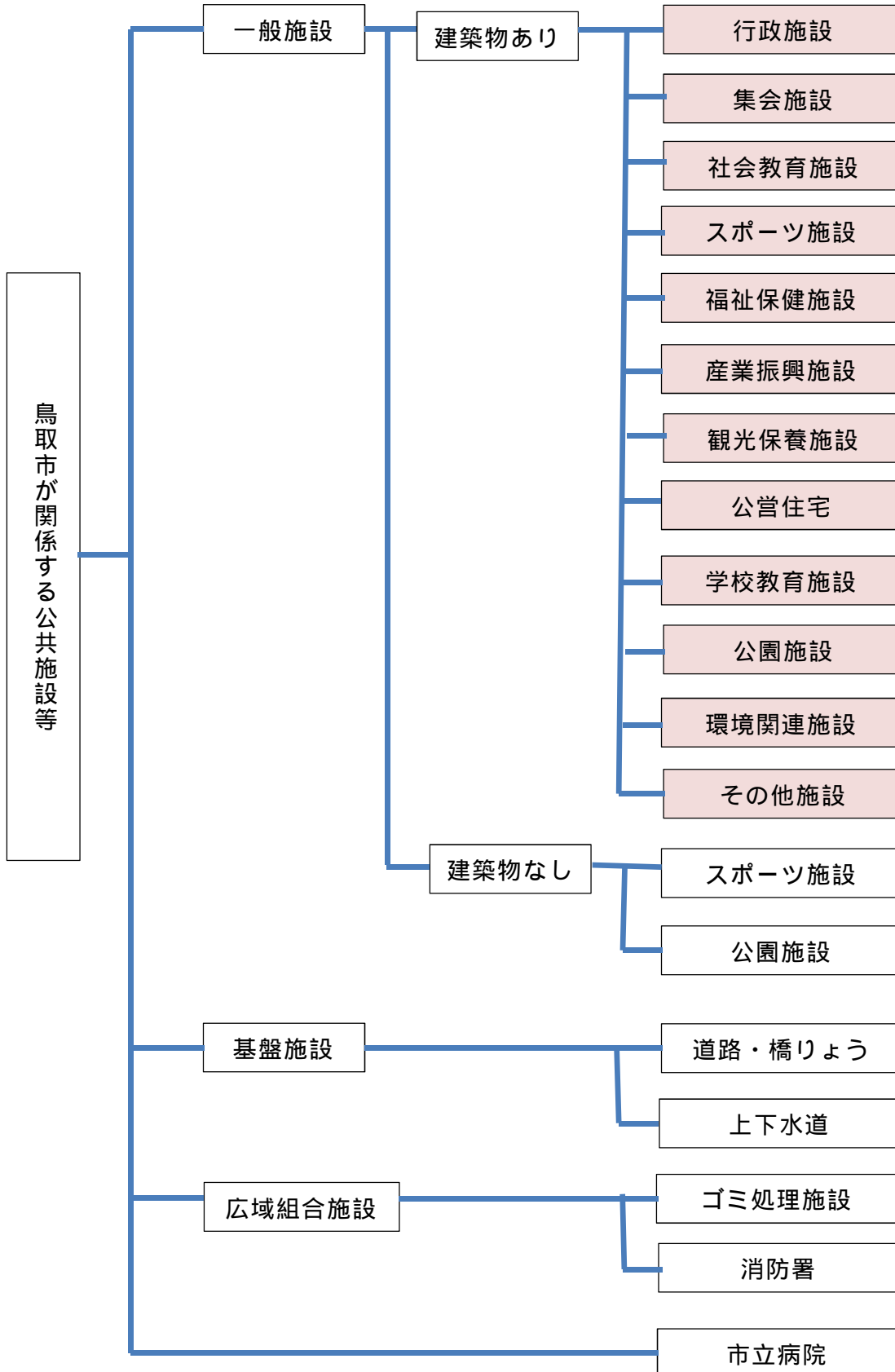
普通財産

行政財産以外は一切の公有財産

貸し付け、売り払い、交換、私権の設定などすることができる財産です。

本市が関係する公共施設の分類

本市が関係する公共施設等は、次のとおり分類することができ、本施設白書では、この図の に表した公共施設（屋根のある建物）を対象として作成しており、道路、橋りょうや上下水道等の基盤施設は対象外とします。また、広域組合施設、企業会計にかかる施設も本白書からは除外しています。



白書の対象とする施設の分類

施設白書の対象とする施設の分類並びに施設の例は、次のとおりです。今回の分類は、設置根拠（条例）や施設所管による分類ではなく、市民（利用者）目線での分類を基本として“施設が有する主たる機能”によって分類しています。

例えば、協働推進課が所管し設置が市条例で定められている「地区公民館」と人権推進課が所管し市条例の設置根拠がない「集会所」も、“集会機能”を有する「集会施設」としてまとめています。

| 大分類 | 小分類 | 施設例 |
|---------|------------|--------------------------------------|
| 行政施設 | 庁舎等 | 市庁舎、総合支所 |
| | 防災関連施設 | 消防格納庫、ポンプ車庫 |
| | 行政関連施設 | 書庫、倉庫、事務所 |
| 集会施設 | 地区集会施設 | 公民館、就業改善センター、老人憩の家、地区会館、集会所、生活改善センター |
| | 広域集会施設 | 福祉文化会館、市民会館、文化センター |
| 社会教育施設 | 中央公民館 | 中央公民館 |
| | 社会福祉施設 | 人権福祉センター |
| | 文化学習施設 | 歴史博物館、郷土歴史館 |
| | 生涯学習施設 | 中央図書館、生涯学習センター |
| スポーツ施設 | 体育館 | 地区体育館、農業者トレーニングセンター、海洋センター体育館 |
| | スポーツ施設 | とりぎんバードスタジアム、武道館、美保球場、弓道場、プール |
| 福祉保健施設 | 保育・子育て支援施設 | 保育園、児童館、放課後児童クラブ |
| | 高齢者支援施設 | やすらぎ、なごみ苑、老人福祉センター |
| | 障がい者支援施設 | 障害者福祉センター |
| | 保健・医療施設 | 保健センター、福祉センター |
| 産業振興施設 | 産業振興施設 | 卸売市場、物産販売施設 |
| | 農業振興施設 | 加工センター、共同作業場 |
| | 駐車場 | 片原駐車場、市営駐輪場 |
| 観光・保養施設 | 観光施設 | わらべ館、遊漁センター、アストロパーク、河原城、流しびなの館、道の駅 |
| | 保養施設 | 山紫苑、三滝バンガロー、しかの温泉館 |
| 公営住宅等施設 | 公営住宅等施設 | 市営住宅等 |
| 学校教育施設 | 小学校 | 校舎、学校体育館 |
| | 中学校 | 校舎、学校体育館 |
| | 教育関連施設 | 給食センター |
| 公園施設 | | 出合いの森、緑地公園、公園内トイレ |
| 環境関連施設 | | ポンプ場、可燃物処理施設、簡易水道施設 |
| その他施設 | | バス停、公衆トイレ、民間活用施設 |
| 未活用施設 | | 旧佐治中学校、旧国府町総合支所 |

広域集会施設（ホール）は、1部屋に約300人以上収容可能な施設とします。

学校教育施設の学校体育館とスポーツ施設は取り扱いを別とします。

3 施設白書の数値・データ・用語について

本施設白書では、2013年（平成25年）11月末時点において、公有財産台帳に掲載している1,001施設、1,941棟を対象としており、施設総量の把握は、延床面積（㎡）を基準としています。

これは、今後の施設更新や修繕費用を試算するにあたり、一般的には建物の延床面積が基礎数値として使用されており、延床面積を基準とすることが最も合理的であると考えられるためです。

また、施設に関する建築年等は西暦を使用し、場合に応じて和暦を併記しています。

その他、本施設白書で使用する“数値の考え方”並びに“用語の内容”は次のとおりです。

数値の考え方

数値の根拠

建築年・延床面積等の基礎的な公共施設データは、公有財産台帳に掲載されている数値を用いています。また、施設管理コストや利用状況等は、各施設所管課から提出された数値を転用しています。

そのほか、「平成24年度鳥取市歳入歳出決算書」「平成25年度教育要覧」「鳥取市営住宅長寿命化計画」さらには、「指定管理者制度導入施設に対するモニタリング（事業評価）」に掲載されている数値を根拠にしています。

数値等の表記

文中の数値は、見やすくするために端数処理をしています。また、延床面積は、「㎡」で表記しています。

施設数の数え方

設置目的・利用者が同一の建物群（例：学校の校舎・体育館・プール・倉庫等）や同一名称で複数棟が存在する施設（例：市営団地）についての施設数は、“1”としています

複合施設

1つの建物内に複数機能（施設）を有している施設延床面積については、主となる機能を有する施設分類に含んでいます。

（例：市役所駅南庁舎は、“行政施設（庁舎等）”と“生涯学習施設（中央図書館）”と“駅南駐車場”を含むことから、施設数は“3”としています。）

用語の内容

| 用語 | 内容説明 |
|--------------|--|
| 建築年 | 建物が建築された年。施設の開設年と一致しない場合があります。また、1施設が複数棟の場合は、基本として最も古い建物（棟）の建築年を表記 |
| 耐用年数 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）を基に建物構造に応じて設定 |
| 更新時期 | 建物の建替え時期（耐用年数）を迎える時期 （定期的に発生する大規模修繕が必要な時期を含む） |
| 耐震基準 | 建物等の構造物がもつ最低限度の耐震応力を示す基準。現行の耐震基準（新耐震基準）は、1981年6月1日に施行された建築基準法施行令による基準 |
| 光熱水費 | 施設の維持・運営にかかる電気料金・ガス料金・上下水道料金等 |
| 維持管理費 | 施設の維持にかかる経費のうち保守点検費・清掃費・警備費・経常的な小規模修繕費・借地料等 |
| 施設管理コスト | 上記の“光熱水費”と“維持管理費”を合算した経費 |
| 保守点検費 | 機械設備・電気設備・昇降機・監視制御・衛生管理・消防用設備等の保守点検に要する費用（法定点検もあります） |
| 扶助費 | 社会保障制度の一環として支給される費用。（生活保護法・児童福祉法等の法令に基づくもののほか、市の施策として行うものも含む） |
| 投資的経費 | 資本形成のために支出されるもので、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など |
| 物件費 | 需用費（消耗品費・光熱水費・修繕費等）や役務費、備品購入費、委託料等の業務を遂行する際に支出する消費的経費 |
| 合併算定替 | 市町村合併後10年度（本市の場合は2014年度まで）については、合併前の旧市町村が存続するものとして計算した交付税額の合計額を下回らないようにし、11年度目以降は段階的に交付税額が縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利を被ることのないよう配慮された制度 |
| 地方交付税 | 地方公共団体ごとの不均衡の是正や一定レベルの行政サービス提供を維持するための財源を保障する国から地方に再配分される財源 |
| 指定管理者制度 | 公の施設の管理者について「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」という条件が撤廃され、条例に基づき議会の議決を経て指定された者が施設の管理を代行する制度 |
| ファシリティマネジメント | 事業者が目的を達成するために、公共施設等の経営資源（ファシリティ）を総合的に企画、管理、活用すること |